

第26回 原子力委員会臨時会議 議事録

<日時> 1991年6月28日(金) 10:00から

<場所> 原子力委員会会議室

<議題>

- (1) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号3号及び4号原子炉施設の変更)について(答申)
- (2) 日本原子力発電株式会社敦賀発電所の原子炉の設置変更(1号原子炉施設の変更)について(答申)
- (3) 日本ニュークリア・フュエル株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更について(諮問)
- (4) その他

<審議事項>

- (1) 議事録の確認
事務局作成の第25回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。
- (2) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び原子炉の設置変更)について
平成3年3月27日付けをもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することを決定した。
注) 本件は、燃料の効率的な使用等を図るため、取替燃料として高燃焼度8×8燃料を採用し、使用済燃料の貯蔵体数の増加を図るため、使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を増強すること等を行うものである。
- (3) 日本原子力発電株式会社敦賀発電所の原子炉の設置変更(1号原子炉施設の変更)について(答申)
平成3年3月27日付けをもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用に付いては妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することを決定した。
注) 本件は、燃料の効率的な使用等を図るため、高燃焼度8×8燃料

を採用し、燃料集合体最高燃焼度を上昇させること等を行うものである。

(4) 日本ニュークリア・フュエル株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更について（諮問）

平成3年6月13日付けをもって内閣総理大臣から諮問を受けた標記の件について、科学技術庁から説明がなされ、引き続き審議することとした。

注) 本件は、福島第二・3号機用取替燃料として加工する予定だった再生濃縮ウラン等を同1号機用取替燃料として加工するため、加工期間等を変更し、燃料棒検査工程の合理化、液体廃棄物の廃棄設備の作業性合理化及び燃料設計仕様の多様化に対応するため、一部設備の変更及び管理区域の変更等を行うものである。